

稲毛区防災訓練用物品支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災訓練や災害時の応急活動を修得するための取組（以下、「訓練」という。）の実施を予定している団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において、訓練に使用する物品（以下「物品」という。）を貸与または配付することにより、訓練を支援することを目的とする。

(対象団体)

第2条 この要綱による物品の貸与または配付を受けることができる団体は、訓練の実施を予定している自主防災組織、町内自治会、避難所運営委員会その他地域住民等で構成される団体とする。

(対象物品)

第3条 この要綱により貸与または配付を行う物品名等は、別表に定める。

(貸与物品の管理)

第4条 区長は、物品の貸与及び返却について、別に定める台帳により管理する。

(貸与物品の返却)

第5条 この要綱により物品の貸与を受けた団体は、訓練終了後10日以内に物品を返却しなければならない。

(物品配付の申請)

第6条 物品の配付を受けようとする団体は、訓練を実施する日の30日前までに稲毛区防災訓練用物品配付申請書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。

(配付の決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、その可否を決定し、配付する旨の決定をしたときは、速やかにこれを行うこととする。

(受領)

第8条 前条の規定により物品を受領した団体は、稲毛区防災訓練用配付物品受領書（様式第2号）を区長に提出しなければならない。

(物品の目的外利用の禁止)

第9条 この要綱により貸与または配付された物品を受領した団体は、当該物品を訓練以外の用途に使用してはならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

別表

| 番号 | 物品名 | 種類 | 備考 |
|----|--------------------|---------------------|-----------------------|
| 1 | ブルーシート | 貸与物品 | |
| 2 | 飲料水 (500ml ペットボトル) | 配付物品 | 申請数量は、訓練参加予定人数を上限とする。 |
| 3 | その他区長が特に必要と認めるもの | 貸与物品 または 配付物品 | |

稲毛区防災訓練用物品配付申請書

(あて先) 稲毛区長

防災訓練に必要な物品の配付について、次のとおり申請します。

| | | |
|-----------------------|-----------|--------------------------|
| 団体名 代表者氏名 代表者住所 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | (携帯電話など平日、日中の連絡先) — — |
| | 電子メールアドレス | @ |
| 訓練実施予定場所 | | |
| 訓練実施予定日/参加人数 | | 年 月 日 / 人 |
| 申請する物品 | | |
| 物品名 | | 数量 |
| | | |
| | | |

※予算の執行状況によっては、希望する数量の配付ができない場合があります。

稲毛区防災訓練用配付物品受領書

(あて先) 稲毛区長

年 月 日付けで申請した物品については、次のとおり受領しました。

| | | |
|-----------------------|-----------|--------------------------|
| 団体名 代表者氏名 代表者住所 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | (携帯電話など平日、日中の連絡先) — — |
| | 電子メールアドレス | @ |
| 受領した物品 | | |
| 物品名 | | 数量 |
| | | |
| | | |